昭和46年4月1日

制定

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人松山大学寄附行為第36条の3の規定に基づき、役員の報酬について必要な事項を定める。

(役員)

第2条 この規程において「役員」とは、学校法人松山大学寄附行為に定める理事及び監事をいう。 (報酬)

第3条 報酬の額は、別表のとおりとする。

第4条 この規程の改廃は、常務理事会が行う。

附 則

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和47年4月1日)

この規程は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年4月1日)

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年4月1日)

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年4月1日)

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年4月1日)

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年4月1日)

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年4月1日)

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年4月1日)

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年4月1日)

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年4月1日)

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年4月1日)

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年4月1日)

- この規程は、昭和61年4月1日から施行する。 附 則(昭和62年4月1日)
- この規程は、昭和62年4月1日から施行する。 附 則(昭和63年4月1日)
- この規程は、昭和63年4月1日から施行する。 附 則(平成元年4月1日)
- この規程は、平成元年4月1日から施行する。 附 則(平成2年4月1日)
- この規程は、平成2年4月1日から施行する。 附 則(平成12年4月1日)
- この規程は、平成12年4月1日から施行する。 附 則(平成13年12月1日)
- この規程は、平成13年12月1日から施行する。 附 則(平成16年1月16日)
- この規程は、平成16年1月16日から施行する。 附 則 (平成16年6月1日)
- この規程は、平成16年6月1日から施行する。 附 則(平成18年3月9日)
- この規程は、平成18年3月9日から施行する。 附 則 (平成18年11月7日)
- この規程は、平成18年12月1日から施行する。 附 則 (2014 (平成26) 年10月20日)
- この規程は、2015(平成27)年1月1日から施行する。

附 則(2019(平成31)年1月18日)

この規程は、2019(平成31)年4月1日から施行する。

附 則 (2020 (令和2) 年3月18日)

この規程は、2020(令和2)年4月1日から施行する。

## 別表

役員	報酬額	
学校法人松山大学寄附行為第6条第1項第1号理事	支給し	ない
学校法人松山大学寄附行為第6条第1項第2号,第3号,第4号,第5号理事のうち常務理事	月額	102,700円
" 第6条第1項第2号,第3号,第4号,第5号のうち常務理事以外の本法人の職員から選 任された理事	年額	240,000円
第6条第1項第5号のうち本法人の職員でない理事第6号,第7号,第8号理事	II.	480,000円
〃 第7条 第1号,第2号監事	"	640,000円

なお、上記別表の規定にかかわらず、次に掲げる役員については、①の報酬は月額160,000円、②の報酬は月額584,000円とする。また、①及び②には、別に定める交通費を支給する。

- ①学校法人松山大学寄附行為施行細則第10条第4号に規定する常勤監事
- ②学校法人松山大学寄附行為施行細則第10条第5号に規定する常勤理事